

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

### 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

#### （1）空き家対策の強化

2014年11月の「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の成立により、各市町村においても「空き家等対策計画」の作成および対策を講じなければならない。大阪府内の総住宅数に占める空き家率は14.8%（2013年度）と増加傾向にあり、早急に取り組む必要がある。空き家が火災や自然災害、不法投棄などにより、周辺の住宅・住民に危険を及ぼさないよう対策を強化すること。

一方で、倒壊などのおそれのない空き家については、「空き家バンク」の設置や改修費の補助などを各市町村で実施できるよう支援すること。また、住宅弱者の居住環境の改善や地域活動の拠点作りなどにより、空き家の有効活用を図ること。

（回答）

適切な管理が行われておらず、結果として防災などの面において地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている空き家等（「特定空き家等」）については、昨年5月に全面施行された空き家等対策の推進に関する特別措置法（「空き家特措法」）により、市町村が固定資産税の情報等を利用して、空き家等の所有者を把握し、助言・指導などを行うことが可能となりました。

府としては、市町村に対し、「特定空き家等」に対する取組みを着実に進めるための支援として、「特定空き家等」を判断する際に参考となる基準や「特定空き家等に対する措置」に係る手続等について、一定の考え方をまとめ、空き家特措法第8条に基づく技術的な助言として示したところです。今後、市町村が本技術的助言を参考に判断基準を定め、特定空き家等に対する措置が適切に実施されるよう支援していきます。

一方、空き家等の利活用などについては、府と市町村が連携を強化し、一体となって空き家等対策を推進するため設置した「大阪府空き家対策等市町村連携協議会」において、すでに「空き家バンク」の設置や改修補助など実施している市町村の取組みについて、取組みを行っていない市町村に対し情報提供を行っています。

また、民間団体、事業者、大阪府等で構成する「大阪の住まいの活性化フォーラム」において、空き家等の利活用などに関して安心して相談できる専門的な窓口の設置や、市町村においても、地域住民からの空き家に関する苦情、相談窓口を設置するとともに、それらを府のホームページで周知を行っています。

さらに、フォーラム内にリノベーション等の専門家で構成される「リノベーションまちづくり部会」を設置し、民間のアイデアで自立的に連鎖的な空き家の利活用を図る「リノベーションまちづくり」が府域に展開するよう、アドバイスを行う専門家チームの組成のあり方やモデル地区における利活用の検討などを行っています。

今後、市町村連携協議会を通じて、フォーラムと情報共有や意見交換を行い、地域の実情に応じた空き家等対策に取り組むよう市町村と連携してまいります。

（回答部局課名）

住宅まちづくり部 都市居住課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（2）交通施策の強化・充実にむけて

交通政策基本法に基づく国の「交通政策基本計画」が2015年2月13日に閣議決定された。大阪府でも近隣自治体との連携を考慮した「交通基本計画」の策定を求める。策定に当たっては、交通・運輸産業に従事する労働者代表や利用者、地域住民の意見を集約し、具体的な策定のスケジュールを明らかにすること。また、将来的に条例化も視野に入れた検討を行うとともに、各市町村でも「交通基本計画」の策定が進むよう、助言・指導を行うこと。さらに、交通・運輸政策を担当する専任者を配置するなど、人材育成・確保を行うこと。

（回答）

◎交通基本計画の策定

本府においては、成長・活力と安全・安心を支える交通の機能向上を図るため、鉄道・道路などの広域ネットワークの充実のみならず、徒歩、自転車などの府民生活に密着した移動の円滑化といった観点も含め、総合的に交通施策を推進しています。

その具体的な施策の実施に際しては、府、市町村、警察、交通事業者、地域住民などの関係者が、適切な役割分担のもと、相互に連携して取り組んでいます。

今後とも、府が平成26年1月に策定した公共交通戦略や、国が策定した交通政策基本計画などを踏まえつつ、地域の特性に応じた実効性のある交通施策を関係者ととともに計画的に取り組んでまいります。

◎市町村への助言・指導

市町村における交通に関する計画の策定に関しては、地域が自主的に取り組むべきであり、地域の主役である市町村が主体的に取り組んでいくことが必要と考えています。

本府としては交通事業者、市町村との連携をさらに密にするとともに、広域的な観点からの調整・提案を行うなど、必要な役割を果たしてまいります。

◎交通・運輸政策を担当する専任者の配置

本府における交通政策に関しては、都市整備部交通道路室が公共交通と道路交通に関する施策を併せて所管しており、関係部局と連携を図りながら、総合的な施策を推進しています。

（回答部局課名）

都市整備部 交通道路室 道路整備課

都市整備部 交通道路室 都市交通課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（3）交通安全対策の強化について

①自転車運転者（特に児童・学生）に対する交通安全教育と自転車レーンの整備

2015年6月1日に施行された改正道路交通法で、自転車運転者に対する安全講習の受講が義務付けられた。大阪府内の小・中学校、自転車通学者もいる高校・大学などでの児童・学生に対する自転車の安全運転に関する講習や啓発の取り組みを積極的に推進すること。また、自転車の安全講習を希望する者が、いつでも受講できるような体制整備を行うこと。

さらに、より安全に自転車運転を行うためにも、大阪府内の自転車レーンの整備を着実に推進すること。

（回答）

平成27年6月1日施行の改正道路交通法により自転車運転者講習制度が開始され、公安委員会は、政令で定める一定の危険行為（信号無視、指定場所一時不停止等）を3年以内に2回以上反復して行った自転車運転者に対し、自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講を命ずることができることとされました。

自転車運転者講習制度については、大阪府警察ホームページへの掲載やチラシ配布のほか、交通安全教室等の場において周知徹底を図っているところです。

児童や学生等に対する自転車交通安全教育については、自治体や関係機関・団体等と連携の上、対象者の年齢や成長過程に応じた参加・体験・実践型の交通安全教育を推進しており、自転車安全利用五則、交通違反時の罰金、交通事故における賠償責任等について説明を行うなどしています。

また、スタントマンが生徒の目の前で交通事故を再現し、交通事故の衝撃や怖さを疑似体験させるという「スケアード・ストレイト教育技法」も積極的に取り入れているところです。

大阪府下における自転車の安全利用に関する対策については、自転車の交通秩序の整序化及び規範意識の高揚を図り、自転車に関連する交通事故を減少させるために、平成17年から交通安全教育及び広報啓発活動を柱とした自転車総合対策を推進してきたところであり、特に平成23年以降は、運輸局ほか関係機関・団体が構成機関となっている大阪府交通安全対策協議会等と連携した「自転車マナーアップ強化月間」の設定等、警察、自治体、関係事業者等が一体となった啓発活動を推進しているところです。

自転車の交通安全教育については、幼児から高齢者に至るまであらゆる機会を通じて実施しておりますが、今後も引き続き、自転車関連事故の抑止のため積極的に取り組んでいきたいと考えております。

（回答部局課名）

警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（3）交通安全対策の強化について

①自転車運転者（特に児童・学生）に対する交通安全教育と自転車レーンの整備

2015年6月1日に施行された改正道路交通法で、自転車運転者に対する安全講習の受講が義務付けられた。大阪府内の小・中学校、自転車通学者もいる高校・大学などでの児童・学生に対する自転車の安全運転に関する講習や啓発の取り組みを積極的に推進すること。また、自転車の安全講習を希望する者が、いつでも受講できるような体制整備を行うこと。

さらに、より安全に自転車運転を行うためにも、大阪府内の自転車レーンの整備を着実に推進すること。

（回答）

大阪府域における自転車通行空間の整備については、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」に基づく自転車レーンの整備を平成25年度から着手し、平成26年度までに府管理道路5路線、市管理道路15路線が整備され、平成27年度は府管理道路5路線、市管理道路19路線について整備を行う予定です。

引き続き、自転車利用の多い路線等を中心に、自転車通行空間の確保に取り組んでまいります。

（回答部局課名）

都市整備部 交通道路室 道路環境課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

<p>（要望項目）</p> <p>6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策</p> <p>（3）交通安全対策の強化について</p> <p>②歩車分離式信号機の整備促進について</p> <p>2002 年制定の「歩車分離式信号に関する指針」により、各都道府県でも歩車分離式信号機の設置が進められている。警察庁が設定した 2014（平 26）年度末を目標とした、歩車分離式信号の整備目標値の達成はもとより、交差点での歩行者を巻き込む交通事故、特にスクールゾーンなど、児童の通行が多い小中学校周辺や交通量の多いエリアを優先的に、歩車分離式信号機の整備をさらに推進すること。</p>
<p>（回答）</p> <p>警察庁が設定した 2014 年（平成 26 年）年度末を目標とした歩車分離式信号の整備目標値については、すでに平成 25 年度末で達成しております。引き続き歩車分離式信号については、「横断歩行者や車の交通量」、「右折・左折車状況」、「交差点の形状」、「交通事故の発生状況」等を調査・分析し、総合的に勘案した上で、歩行者等の安全を確保するために必要性が高い場所に整備してまいります。</p>
<p>（回答部局課名）</p> <p>警察本部</p>

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（4）災害対策の強化にむけて

①社会インフラ対策の強化

今年度から 10 年間の計画期間で策定された「大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム」に基づき、これまでも取り組んできたライフラインの基幹設備の耐震化を着実に推進すること。特に大阪府では、災害発生時に避難場所となる公立小中学校などを始めとした公立学校施設の校舎や、体育館などの耐震化がいまだ完了していない。速やかにすべての公立学校などの耐震化を完了させること。

また、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む社会資本を適切に維持管理・更新すること。

（回答）

公立小・中学校の施設整備については、学校設置者である市町村が主体的に実施することになっています。

耐震補強工事についても、各市町村において計画的に進められており、現行の耐震基準を満たしていない学校施設については、国の「学校施設環境改善交付金」制度を活用し、計画的な整備に努めるよう各市町村に働きかけています。

府立学校の耐震化率につきましては、平成 27 年 4 月 1 日現在で、高等学校で 99.6%、支援学校で 95.2%、府立学校全体で 99.0%となっており、今年度中には 100%を達成する見込みとなっております。

（回答部局課名）

教育委員会事務局 施設財務課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（4）災害対策の強化にむけて

①社会インフラ対策の強化

今年度から 10 年間の計画期間で策定された「大阪府都市整備部地震防災アクションプログラム」に基づき、これまでも取り組んできたライフラインの基幹設備の耐震化を着実に推進すること。特に大阪府では、災害発生時に避難場所となる公立小中学校などを始めとした公立学校施設の校舎や、体育館などの耐震化がいまだ完了していない。速やかにすべての公立学校などの耐震化を完了させること。

また、「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」に基づき、老朽化が進む社会資本を適切に維持管理・更新すること。

（回答）

府域の社会インフラの耐震化については、阪神大震災を契機に、府民の安全・安心の確保に向け、橋梁をはじめとする土木構造物の対策などを着実に進めてきており、災害時の救命・救急や物資の輸送経路となる広域緊急交通路（重点 14 路線）の橋梁耐震化などは既に完了しております。

昨年 3 月には、これまでの取組みに、南海トラフ巨大地震対策として防潮堤の液状化対策や広域緊急交通路の機能確保にむけた鉄道施設の耐震化などの取組みを加えた「都市整備部地震防災アクションプログラム」を策定いたしました。本計画に基づき、社会インフラの地震・津波対策を計画的に推進していきます。

また、高度経済成長期に集中的に整備された都市基盤施設について、最新の専門的な知見に基づき、より一層、戦略的な維持管理を推進するため、平成 27 年 3 月に「大阪府都市基盤施設長寿命化計画」を策定しました。本計画に基づき、効率的・効果的な維持管理に取り組むとともに、今後、更新すべき施設の抽出や、具体的な更新方法・時期について、検討していきます。

（回答部局課名）

都市整備部 事業管理室 事業企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（4）災害対策の強化にむけて

②災害発生時の迅速な情報提供と避難行動要支援者の支援体制について

大規模災害など緊急事態発生時に、情報が迅速かつ確実・正確に伝達されるよう、人的体制も含めた整備を行うこと。特に視聴覚に障がいのある人への対応、定住外国人など多言語での情報発信などにも迅速に対応できる体制を整備すること。また、児童用、障がい者用、外国人用の防災・減災についてのパンフレットを作成し効果的に配布するなどの取り組みを行うこと。

さらに各市町村で進められている避難行動要支援者の名簿作成などについては、大阪府としても進捗管理を行い、災害発生時に各市町村が確実に避難行動に繋がる体制整備を行うよう、大阪府として具体的な支援を行うこと。

（回答）

本府では、府内全市町村と共同で、府民の皆様へ災害情報を提供する「おおさか防災ネット」を運営しています。この中で、ポータルサイトやメール配信サービス等を通じて災害時に役立つ情報をお伝えしています。

在住者をはじめとする外国人の方々に対しては、「おおさか防災ネット」において、多言語（ポータルサイトは日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語、メール配信サービスは日本語、英語）での情報発信を行っているところです。また、平成 27 年 3 月に（公財）大阪府国際交流財団と締結した、大規模災害発生時に在住外国人に対し多言語による情報提供や相談対応等を行うことを目的とした大阪府災害時多言語支援センターの設置・運営に関する協定に基づき、今後、同センターの運営に向けたマニュアル等の整備や防災訓練等を行うことにより、非常時にセンターの運営が円滑に行えるよう取り組みを進めてまいります。さらに、（公財）大阪府国際交流財団においては、「外国人のための防災ガイド」を 9 言語で作成しているほか、平成 27 年には、災害時通訳・翻訳ボランティア研修資料として、「災害時通訳・翻訳ボランティアなるほどガイド」を英語・中国語の 2 言語で作成しています。また、市町村において防災ガイドを作成する際の参考にしていただけるよう防災ガイドを多言語で作成しています。

児童生徒に対する防災教育については、府立学校や市町村教育委員会に対して、平成 19 年に作成した「備えよう地震・津波 進めよう防災教育」（追加資料）や文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波対策）作成の手引き」などを効果的に活用し、防災教育を推進するよう働きかけてきました。また、平成 26 年 3 月には「学校における防災教育の手引き」を改訂し、小・中・高・支援学校の校種ごとの「防災教育年間指導計画例」や、教科等における防災学習の「授業展開例」を具体的に示しています。今後も、それらを活用し、児童生徒が自らの命を守るための防災教育の充実を図るよう、働きかけていきます。

障がいをお持ちの方々など自ら避難することが困難となる避難行動要支援者への支援については、平成 25 年度の災害対策基本法の改正により、平成 26 年 4 月から市町村長に避難行動要支援者名簿の作成が義務化されるなど、市町村において取組みが進められており、平成 27 年 4 月 1 日現在、府内 22 市町で名簿が作成されております。本府では、市町村の取組み

を支援するため、平成 27 年 2 月、名簿の作成方法など避難行動要支援者支援に関する基本的な考え方を示した「避難行動要支援者支援プラン作成指針」を策定するとともに、平成 27 年 7 月に本指針の解説や避難行動要支援者支援に関する先進取組みの紹介等を行った説明会の開催や、同年 9 月に名簿未策定市町村に対するヒアリングを実施しました。今後も、引き続き、市町村に寄り添った支援を行ってまいります。

(回答部局課名)

政策企画部 危機管理室 防災企画課

政策企画部 危機管理室 災害対策課

福祉部 福祉総務課

府民文化部 都市魅力創造局 国際課

教育委員会事務局 教育振興室 保健体育課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（4）災害対策の強化にむけて

③津波への対策強化

今後発生が予測されている巨大地震での津波対策について、各市町と連携し、浸水被害が想定される地域の住民に対する啓発活動を行うとともに、各市町が地域住民への緊急情報システムを確立するための助言・支援を行うこと。また、津波による浸水被害が想定される地下空間（商業施設や交通機関など）での迅速な避難に向け、避難ビルの指定や被害を想定した関係者間の連携、訓練なども当該市町と連携のうえ実施すること。

さらに、臨海部工業地帯や石油コンビナート地区で働く労働者に対する津波避難対策を強化すること。特に、「大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画」に基づく各事業者の津波避難計画の作成状況の把握や、該当エリアの避難対象者全員が避難できる場所の確保を行うこと。

（回答）

津波対策に係る住民への啓発については、津波浸水想定区域内の市町と連携の上、防災イベントや自主防災組織のリーダー育成研修、避難訓練等に取り組んでいるところです。

防災イベントについては、震災対策技術展や防犯防災総合展など大規模な防災イベントの場をはじめ、商業施設や府営公園等を活用し、津波浸水被害やその対策に関する啓発パネルの展示、防災グッズの紹介等を行っています。また、自主防災組織のリーダー育成研修については、府内3か所（大阪府庁、和泉市ゆう・ゆうプラザ、高槻市消防本部）で津波による被害想定や早期避難の重要性等の周知を図っているところです。さらに、避難訓練については、避難用資機材の配備支援などを通じて、地域住民に対し実施を促しているところです。今後も、市町と連携し、住民への啓発活動を行ってまいります。

地下空間対策については、『大阪市地下空間浸水対策協議会』に府も参画し、関係事業者や大阪市等と連携した避難訓練等を行うとともに、平成27年3月に「大阪市地下空間浸水対策ガイドライン」を策定するなど、迅速な避難対策に向けた検討を進めております。

津波避難ビルの指定については、平成26年9月現在、沿岸の12市町が約2,200か所の施設を指定しており、今後とも、地域の実情に応じた一時避難施設が確保されるよう、関係市町へ働きかけてまいります。

沿岸の全市町において、既に地域住民へ緊急情報等を伝える同報系防災行政無線が整備されています。今後とも、府として必要な助言・支援を行ってまいります。

事業所の津波避難対策については、津波による浸水への対応を最優先に考えることを基本方針とし、避難に際しての留意事項として、複数の避難場所及び避難経路を設定すること、製造設備等の緊急停止の活動時間は従業員の安全を第一に置いて決めておくこと、緊急避難が必要な場合に持ち場を放棄しても責任は問わないことを津波避難計画に明文化しておくこと、休日・夜間を想定した緊急措置の訓練を定期的実施しておくことなどを主なポイントとして、平成27年4月に「石油コンビナート等特別防災区域内に立地する事業所のための津波避難計画作成指針（案）」を改訂しました。

同指針（案）については、ホームページで周知するとともに、地元市と連携し、平成27

年5～7月に、地区内すべての事業者を対象とした説明会を開催しました。今後も、指針に基づく避難計画の作成状況の把握に努めるとともに、従業員等の安全確保に向け、より実効性のある訓練が実施されるように事業所に働きかけてまいります。

(回答部局課名)

政策企画部 危機管理室 防災企画課

政策企画部 危機管理室 災害対策課

政策企画部 危機管理室 消防保安課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

(要望項目)

## 6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

## (4) 災害対策の強化にむけて

## ④集中豪雨など風水害の被害防止対策

昨今、局地的な風水害の増加・大規模化が見られ、昨年も各地で集中豪雨による大規模な土石流などの被害が発生している。土砂災害防止の観点から、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備などを重点的に行うとともに、斜面の崩壊防止工事などを強化するなど、土砂災害対策も含め計画的に実施すること。さらに、都市部においても都市河川の急激な増水による被害を防ぐための対策を行うこと。

また、府民に対する災害に関する啓発活動を行うとともに、地域防災力の向上を図るため、地域コミュニティや自主防災組織の活動に対する支援を行うこと。

(回答)

## ◎土砂災害対策

いつ、どこで、どのような規模で発生するのか、予測することが困難な土砂災害に対しては、まず、土砂災害が発生する恐れのある箇所を明確にして、いざという時には速やかに危険な箇所から逃げさせていただくことが重要です。このため、府の土砂災害対策については、土砂災害発生のリスク周知ともなる土砂災害防止法に基づく区域指定を最優先で進め、平成28年9月に指定を完了させることとしています。

区域の指定とあわせて、避難の際の有効なツールとなる地区単位のハザードマップ作成に関しては、住民の避難行動意識の向上を図ることを目的として地域が主体となって作成する取り組みを市町村と共に支援しています。

施設整備に関しては、災害発生の危険度や発災時の影響を評価し、優先順位を定めて事業を実施しているところですが、森林の整備など治山部局とも連携しながら進めているところです。

また、一方で住民自らが行う家屋の移転や補強に対しても費用の一部を助成する制度を立ち上げたところです。

今後も引き続き総合的・効果的に土砂災害対策を推進してまいります。

## ◎都市河川の増水被害対策

本府においては、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づき対策を進めており、東部大阪地域に位置する寝屋川流域については、今後20年から30年程度で目指すべき当面の治水目標や、河道改修や遊水地、地下河川、流域調節池の整備などの治水手法について定めています。

このうち、総合治水対策の根幹をなす地下河川では、寝屋川北部地下河川について、平成27年6月に供用開始した最上流部の門真調節池（延長2.9km、貯留量7万 $m^3$ ）を含め、計画延長14.3kmの地下トンネルのうち、6.6kmを完成させ、貯留量20万 $m^3$ の調節池として供用中です。また、寝屋川南部地下河川については、現在、計画延長13.4kmの地下トンネルのうち、上流区間11.2kmを完成し、63万 $m^3$ の貯留施設として供用中です。

引き続き、浸水被害の軽減に向け、地下河川をはじめとする「防ぐ」施設の整備を着実に進めるとともに、流域市等と連携し、自主避難行動を促す「逃げる」施策や、河川への流出を抑制する等の「凌ぐ」施策を効果的・効率的に組み合わせて、府民がその取り組み効果を実感できるよう、しっかりと取り組んでまいります。

(回答部局課名)

都市整備部 河川室 河川整備課

都市整備部 河川室 河川環境課

環境農林水産部 みどり推進室 森づくり課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

様式 2

## 回 答

団体名 (日本労働組合総連合会大阪府連合会)

(要望項目)

6. 社会インフラ (住宅・交通・情報・防災) 施策

(4) 災害対策の強化にむけて

④集中豪雨など風水害の被害防止対策

昨今、局地的な風水害の増加・大規模化が見られ、昨年も各地で集中豪雨による大規模な土石流などの被害が発生している。土砂災害防止の観点から、災害が発生しやすい箇所を特定し、森林整備などを重点的に行うとともに、斜面の崩壊防止工事などを強化するなど、土砂災害対策も含め計画的に実施すること。さらに、都市部においても都市河川の急激な増水による被害を防ぐための対策を行うこと。

また、府民に対する災害に関する啓発活動を行うとともに、地域防災力の向上を図るため、地域コミュニティや自主防災組織の活動に対する支援を行うこと。

(回答)

府民の防災意識の向上は、府ホームページ「防災・減災ポータルサイト」で災害時の心得や日頃の備え等の周知を図るとともに、平成27年6月及び9月号の「府政だより」でも自然災害への備えや防災訓練に関する広報を実施しています。さらに、一昨年から大学、民間企業、経済団体等と連携した、震災対策技術展等の公民連携によるイベントを活用した啓発、各種団体や企業を対象とした防災講演等を実施しています。

また、地域防災力の向上を図るため、市町村と連携し、自主防災組織のリーダー育成研修を府内3カ所(大阪府庁、和泉市ゆう・ゆうプラザ、高槻市消防本部)で実施するとともに、避難用資機材を活用した避難訓練を実施するなど、自主防災組織の活動支援に取り組んでいます。

引き続き市町村と連携を図りながら、自主防災組織の活動支援に取り組んでまいります。

(回答部局課名)

政策企画部 危機管理室 防災企画課

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。

## 回 答

団体名（日本労働組合総連合会大阪府連合会）

（要望項目）

6. 社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策

（5）公共交通機関での防犯対策・啓発について

駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為が、依然増加傾向にある。国土交通省など行政機関による暴力行為防止キャンペーンなどとも連携し、大阪府としてもトラブルが発生しやすい夜間の警備体制を充実させるとともに、広報紙やホームページを活用し、府民がトラブルに巻き込まれないよう、暴力行為の防止をアピールする具体的な啓発活動を行うこと。

（回答）

昨年 12 月 7 日、JR 大阪駅において、鉄道事業者、国土交通省近畿運輸局と協働して、「鉄道施設内における暴力行為等撲滅キャンペーン」及び大阪府警察術科指導者による鉄道係員に対する護身術教室を実施するなど、暴力行為等の撲滅に向けた機運の醸成に努めております。

また、暴力行為を含めた鉄道施設内における各種犯罪の未然抑止・検挙のために、警察官が列車に乗車した警戒活動、ホームや駅構内における警ら・立番活動についても継続して行っているところです。

今後とも、警戒等をより一層強化するとともに、鉄道事業者と協働したキャンペーン等を継続して実施するなど、鉄道施設内における暴力行為の撲滅に向けて取り組んでまいります。

（回答部局課名）

警察本部

※要望項目欄に項目番号と内容を記入願います。